

よくあるご質問

2025年6月13日現在

記載の内容は予告なく改定されることがありますのでご了承ください

貸付金の償還に関すること

Q1.緊急小口資金等特例貸付資金の償還とは何ですか？

A1.「償還」とは、「返済」のことです。新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮し緊急小口資金等特例貸付を借りた方で、償還免除の要件に該当しない場合は、貸付金を償還いただく必要があります。

Q2.償還方法を教えてください。

A2.口座振替とコンビニ払込票を用いた償還方法があります。口座振替を希望する方は、申込が必要になります。（Q5.～Q10をご覧ください）それ以外の方はコンビニ払込票を送付しますので、コンビニでの支払となります。

Q3.コンビニ払込票には期限がありますか？

A3.記載されている期日内に、コンビニでお支払いください。

Q4.口座振替を希望する場合、どのように申請すればいいですか？

A4.口座振替登録専用サイト（https://www.acctrans-reg.jp/rtex/ar/nj3XA53q//?CRC_CD=RL3N）から登録いただくか、預金口座振替依頼書（今ご覧のホームページからダウンロードできます）をご記入のうえ、下記の問い合わせ先まで送付してください。

Q5.本人以外の口座からの引落しはできますか？

A5.原則本人以外の口座からの引落しはできません。借受人名義の口座のみとなります。

Q6.口座振替の引き落とし日はいつですか？

A6.毎月13日に引き落としとなります。（13日が土、日、祝の場合は翌営業日）なお、期限後貸付においては毎月28日引き落としとなります

※通帳に記載される表記は「**RKS**（**トクイ サイタケン**）」となります。

※複数の資金種類を借りている場合、合算額で引き落としを行います。

（毎月の償還額が緊急小口資金8,330円、総合支援資金が5,000円の場合、まとめて13,330円分の引き落としを行います。）

※引き落とし日の変更はできません。

Q7.引き落とし日（13日）までに口座への入金がない場合、どうなりますか？

A7.残高不足などにより引き落としができなかった場合、コンビニ払込票を送付いたしますので、そちらでお支払いください。

よくあるご質問

2025年6月13日現在
記載の内容は予告なく改定されることが
ありますのでご了承ください

貸付金の償還に関すること

Q9.口座振替の申し込みをしましたが、引き落とされず、コンビニ払込票が届きました。なぜですか？

A9.本会にて口座振替の登録が完了次第、引き落としを行います。登録完了まではコンビニ払込票でのお支払いをお願いいたします。

※振替口座の申し込みをいただいてから登録までに2～3か月ほどお時間をいただきます。あらかじめご了承ください。

Q10.コンビニ払込票を紛失してしまいました。／一括償還をしたいのですが。

A10.個別にご案内いたしますので、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-11-27

埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例償還・免除事務担当

【電話番号】050-2018-1839 【受付時間】平日 9:00～17:00<https://www.fukushisaitama.or.jp/site/>